

堺北自推第1669号
令和4年2月2日

各 位

北区役所自治推進課長

防犯灯電気料金支援金に係る確認届等の送付について

本市では、防犯灯を維持管理する自治会等の申請に基づき、認定基準を満たした防犯灯を認定することにより、その防犯灯の電気料金を市が関西電力㈱に直接支払う認定防犯灯電気料金支援制度を実施しています。

今般、令和4年度の事業実施に向け、「堺市認定防犯灯台帳確認届」（要綱様式第1号）をご提出していただく必要があります。現在認定されている認定防犯灯台帳と合わせて送付しますので、記載内容をご確認のうえ、**確認届を令和4年2月22日(火)までに下記提出先へ郵送またはご持参して下さい**。台帳はお手元に保管していただき、返送の必要はありません。

なお、確認届の申請人の内容に変更がある場合は、同封の代表者変更届も合わせてご提出して下さい。

また、灯数に増減がある場合は、別途、手続きが必要となりますので、確認届を提出する前に下記までお問い合わせ下さい。

<提出先>

〒591-8021

堺市北区新金岡町5丁1番4号

北区役所 自治推進課 (担当 奥・早坂)

TEL : 072-258-6779

FAX : 072-258-6874